⑾　ストックオプション制度の内容

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑶９ａ、ｂ本文前段及びｄに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑶９ｂ本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑿　その他の新株予約権等の状況

ａ　当四半期会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷０（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷０ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、⑷０ｂ中「⑶９ｃ及びｄ」とあるのは「⑶９ｄ」と読み替えるものとする。

ｂ　当四半期会計期間において、⑾及びａの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷１（ａただし書及びｃを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷１ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⒀　［略］

［削る。］

⑾　新株予約権等の状況

ａ　当四半期会計期間において新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日並びに当該発行時の当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、当該新株予約権付社債が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び⑽のｅの⒜から⒠までに掲げる事項を欄外に記載すること。

ｂ　その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利を付与した場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

ｃ　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

ｄ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。

ｅ　会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

［加える。］

⑿　［同左］

⒀　ライツプランの内容

ａ　「第２　事業の状況」の「３　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、当四半期会計期間において新株予約権を発行した場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。

なお、「⑵　新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

ｂ　「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。